

第6号の13の5様式（第5条関係）

（宛先）東京都板橋区長

年 月 日

（ ）年度 [（ ）年分]

特別区民税・都民税（住民税） 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る特別区民税・都民税（住民税）の課税方法について、所得税の確定申告とは異なる課税方法を選択する場合は、記入の上、確定申告の申告期限までに提出してください。

1月1日 現在の住所	板橋区	電話番号	
申告日時点 の現住所	※上記と異なる場合のみ記入	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
フリガナ		代理申告欄	
氏名		続柄	代理人氏名
個人番号			

課税方式について、住民税では下記のとおり選択します。（該当する箇所に ☑ してください。）

1 確定申告で申告した上場株式等の配当所得等について

- すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
- すべて総合課税を選択します。
- すべて申告分離課税を選択します。
- 住民税においては、下記内訳のとおり選択します。（上記以外）

申告不要とする 配当所得等の金額	円		
総合課税とする 配当所得等の金額	円	住民税の源泉徴収税額 (配当割額控除額)	円
申告分離課税とする 配当所得等の金額	円	住民税の源泉徴収税額 (配当割額控除額)	円

※ 該当する年分の確定申告書の本人控と特定口座年間取引報告書のコピーを添付してください。

2 確定申告で申告した上場株式等の譲渡所得等について

- すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
- すべて申告分離課税を選択します。
- 住民税においては、下記内訳のとおり選択します。（上記以外）

申告不要とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	円		
申告分離課税とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	円	住民税の源泉徴収税額 (株式等譲渡所得割額控除額)	円

※ 該当する年分の確定申告書の本人控と特定口座年間取引報告書のコピーを添付してください。

【職員使用欄】 宛名番号： 受付： 入力： 再審：

必要事項（提出前にご確認の上、該当箇所にチェックをしてください）

- 確定申告書の本人控（コピー可）※ 1
- 特定配当所得・特定株式等譲渡所得の特定口座年間取引報告書（コピー可）
- 身元確認資料（顔写真付きの身分証明書や健康保険証等）（コピー）※ 2
- 特定口座年間取引報告書は、確定申告のため税務署に提出済

※ 1 ただし e-Tax でのご申告や確定申告書の作成準備中などにより本人控のご提出ができない方は必要ありません。

※ 2 身元確認資料の詳細については、板橋区公式ホームページ内『住民税の申告について』をご確認ください。

窓口にお越しいただく場合は、上記の必要書類に加えて、以下の書類もお持ちください。

・ 個人番号確認資料（個人番号カードや通知カード等）

※ 代理人が申告する場合には、別途委任状等が必要です。詳細は板橋区公式ホームページ内『住民税の申告について』をご確認ください。

※ 個人番号確認資料の詳細については、板橋区公式ホームページ内『住民税の申告について』をご確認ください。

#### <注意事項>

- **原則として、該当年度の申告期限（※）までにこの申告書を提出することが必要です。（※申告期限は毎年 3 月 15 日ですが、土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。）**

ただし、申告期限後であっても、納税通知書（給与特別徴収の方は給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用））が送達される前までに提出された申告書は有効です。（納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告書は無効となります。）

- 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）
- 申告する場合は、申告する上場株式等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することが必要です。（一部を総合課税、残りを申告分離課税として申告するような選択は不可。）
- 譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があります。
- 申告書の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
- 該当年度の申告期限（もしくは納税通知書送達前）までに提出された申告書において、選択がされていない場合、確定申告書のとおりとします。
- 確定申告書や特定口座年間取引報告書のコピーの提出がない場合は、税額決定に時間がかかる場合があります。
- **確定申告書第二表の「住民税に関する事項」において、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択している場合、この申告書の提出は不要です。**

#### <提出先>

〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1 板橋区総務部課税課 課税第 1～4 係